

中高一貫教育校における教育課程の基準の特例の活用について

Regarding the Utilization of Special Exceptions in Curriculum Standards
at Unified Lower and Upper Secondary Education Schools

工藤 文三*

KUDO Bunzo

Abstract

Drawing on the results of a field study at unified lower and upper secondary education schools conducted in the 2005–2006 fiscal year (research commissioned by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology), this paper sorts through the circumstances regarding the utilization of special exceptions in curriculum standards at unified lower and upper secondary education schools. At the same time, it considers the relationship between the utilization of special exceptions and the characteristics of the schools' structure. The key points that resulted from sorting through and considering the study results are as follows:

The results of the study were: 1. Examples of the utilization of special exceptions in connection with elective subjects at lower secondary school can be found at joint type lower secondary school, but the exceptions are not utilized much at schools of other forms. Where special exceptions relating to school-designated courses and school-designated subjects at upper secondary school are concerned, they are not utilized much even at joint type upper secondary school. Furthermore, hardly any of the exceptions are utilized at cooperative type upper secondary school. 2. Regarding a special exception on the transfer or replacement of some teaching content between lower and upper secondary school, some examples involving transfers from upper secondary curriculums to lower secondary curriculums at secondary school type can be seen, but there are not many cases of it being utilized at joint school type.

Concerning the circumstances behind result one, this probably shows that in a situation where definite academic achievement is demanded, there was no leeway to establish distinctive elective subjects at the expense of reduced hours for compulsory subjects. Similarly, it probably shows that there was not enough leeway to broadly establish school-designated courses and school-designated subjects at upper secondary school. Concerning result two, the lack of examples of the special exception being utilized at joint school type is probably the result of the fact many joint type upper secondary school are made up of students enrolling from joint type lower secondary school and students enrolling from upper secondary school. Furthermore, regarding the fact it is not utilized at cooperative type, one could assume, for example, that in many cases one upper secondary school and a number of lower secondary schools are linked, or that not all those at cooperative type lower secondary schools go on to upper secondary school.

*初等中等教育研究部長

1. はじめに

中高一貫教育校は、中等教育の多様化・複線化を促進することなどをねらいに、平成10年の学校教育法等の改正を受け、平成11年度から実施されている制度である。平成19年4月現在257校が設置され、今後も順次設置が予定されている。既に卒業生を送り出した学校もあり、中高一貫教育の成果と課題を整理し、今後の在り方を展望する時期になっていると考える。

中高一貫教育の制度には、中等教育学校、併設型、連携型の三つのタイプが設けられており、中高間の学校組織、教育課程の編成、入学者決定の仕組み等においてそれぞれ特色を持っている。中でも教育課程の編成については、教育課程の基準の特例が設けられており、一般の中学校、高等学校とは異なるカリキュラムの編成と実施が可能となっている。

本稿は、中高一貫教育校における教育課程の基準の特例に焦点をあて、その活用状況に関わる現状と課題を整理することをねらいとする。この特例の活用状況については、文部科学省より委嘱を受けて実施した中高一貫教育の実態調査（平成17～18年度）の結果を用いることとする。

2. 実施形態と教育課程の基準の特例の概要

(1) 実施形態と教育課程の編成

中高一貫教育校の実施形態には、中等教育学校、併設型中高一貫教育校、連携型中高一貫教育校の三つの形態が設けられている。中等教育学校は入学した生徒が6年間在籍する学校である。併設型は、同一の設置者が相互に学校を併設して一貫教育を実施する学校であり、併設する中学校から高等学校への入学者選抜は行われない。また、生徒の追加入学が可能であるため、高等学校は内部進学者と新しく入学した生徒から構成される。連携型は、異なる設置者が設置した中学校と高等学校が教育課程等で連携して教育活動を行う形態である。

一方、中学校と高等学校との教育課程の特色は次の点にある。中学校については、教育課程を構成する教科等の種類及び配当授業時数は義務教育として共通性を持っており、課程修了の認定は各教科等の評価によることとされている。これに対して、高等学校の場合、学科と課程の仕組みに応じた教育課程が編成され、学習指導要領に定める教科等以外の教科や科目を設置することも可能となっている。中高一貫教育校においては、これら一般の中学校と高等学校の学習指導要領に準じた教育課程の編成が行われる。

(2) 教育課程の基準の特例の概要

このように中高一貫教育においても、中学校、高等学校の学習指導要領によることとされているが、中高一貫教育校については、中学校と高等学校の円滑な接続を促すことや特色ある教育課程を編成することができるよう、大きく二種類の教育課程の基準の特例が設けられている。第1は中学校選択教科及び高等学校普通科の学校設定科目及び学校設定教科に関する特例である。前者は、中学校の選択教科の授業時数について、学習指導要領に定める上限を超えることができること、また、必修教科の時数を減じてその内容を代替できる選択教科の時数にあてることができることとする特例である。後者は、高等学校の普通科において、修得した単位数を合わせて30単位を超えない範囲（一般の高等学校は20単位まで）で卒業に必要な単位数に加えることができることとする特例である。

これらの特例の目的は、中高一貫教育校において、学校として特色ある教育内容を学習指導要領

の規定を超えて実施できるとしていることである。例えば中学校、高等学校の特例を用いることによって、中学校で「環境科」を設置し、これを受けて高等学校（普通科）で学校設定科目として「環境科」を設置し、一貫性を持たせた教育を行うことができる。

第2の特例は、中学校と高等学校間の指導内容の取扱いに関する特例であり、三つに分けることができる。第1は中学校と高等学校の教科、科目のうち相互に関連するものの一部を入れ替えて指導できるとする特例である。第2は、中学校の指導の内容の一部を高等学校の指導の内容の一部に移行して指導できるとする特例である。第3は、高等学校の指導の内容の一部を中学校の指導の内容に移行して指導でき、この場合、移行した指導の内容を高等学校で再度指導しないことが可能とする特例である。

ここであげた第2の特例は、第1の特例が学習指導要領によらない教育内容を設けることを可能にしていることに対して、各教科・科目の指導内容の一部を入れ替えたり相互に移行したりすることを許容した点にその特色がある。

なお、第1の特例は、平成10年に設けられ、中等教育学校及び併設型においてのみ利用可能であったが、平成16年度からは連携型においても利用できることとされた。また、二つ目の指導内容の入れ替え・移行に関する特例は、平成16年度に新たに設けられた特例であり、中等教育学校及び併設型のみ利用可能となっている。

(3) 教育課程の基準の特例の活用に関する課題

教育課程の基準の特例設定の趣旨は以上のとおりであるが、これらの特例の活用状況を把握することは、まず第1に、特例設定の施策の意義を評価することにつながると考える。特に実施形態ごとの特例の活用状況を把握することにより、特例と実施形態との関連を明確にすることができる。第2に、中高間で一貫した教育課程の編成を進める上で何が必要かを検討する際の着眼点を提供することが期待される。さらに、各学校における特例の活用に関する課題を把握することは、教育課程の実施にかかわる種々の制約条件を把握するためにも有効と考える。

以下では、中高一貫教育に関する実態調査の結果の一部を取り上げながら特例の活用状況等について考察したい。

3. 中高一貫教育に関する実態調査の概要

(1) 調査の概要

ア 実施時期 平成18年7～8月

イ 調査対象校 公立・私立の中等教育学校、併設型中学校・高等学校、連携型中学校・高等学校

ウ 調査の種類

①学校調査、②教員調査、③在校生調査、④保護者調査

エ 回収の状況

①学校調査 回答数457校（併設型及び連携型は中学校と高等学校それぞれに別に送付・回収）

②教員調査 回答数1543

③在校生調査（中学校3学年、高等学校3学年の生徒に実施） 回答数6680

④保護者調査（中学校3学年及び高等学校3学年の保護者） 回答数5608

オ 調査の実施体制

(2) 学校調査の概要

以下で取り上げるのは、上記3の(1)のウのうち、①の学校調査の部分である。

ア 実施形態別回答の状況

実施形態		有効回答数（回答数）	
		公 立	私 立
中等教育学校		15 (15)	9 (9)
併設型	中学校	37 (42)	46 (50)
	高等学校	37 (43)	48 (49)
連携型	中学校	172 (174)	
	高等学校	75 (75)	

イ 主な調査項目

- 1 中高一貫教育校となった年度
- 2 教職員の人数、教職員免許の保有状況
- 3 学年ごとの定員、在籍者数、各年度の志願者数及び入学者数、卒業生の進路の状況
- 4 施設の状況、共用している施設の状況
- 5 中高一貫教育にかかる学校設定教科・科目の状況（高校）、教育課程の基準の特例の活用状況、活用の効果と課題、特色ある教育課程編成の工夫及び課題
- 6 交流授業の状況
- 7 中高一貫教育推進のための行事等の現状
- 8 校務分掌の状況
- 9 入学者の決定方法と実施手順、改善事項と課題
- 10 中高一貫教育の成果と課題

4. 調査結果の概要と考察

以下では、学校調査の結果のうち、本稿の検討対象である教育課程の基準の特例に関する項目のみを取り出してその結果の解釈と考察を進める。

(1) 中等教育学校の調査結果と考察

ア 有効回答数 公立15 (15) 私立9 (9) * () 内回答数

イ 教育課程の基準の特例の活用状況（平成17年度）

	公立	私立
○活用した	5	3
○活用していない	4	6

ウ 特例の活用状況の内訳(活用した学校)

A 種類別の件数

	公立	私立
①選択教科による必修教科の代替	3	1
②各選択教科の授業時数の拡大	3	1
③学校設定教科・科目について卒業単位数に含める単位数の上限拡大	2	0
④前期課程と後期課程の指導内容の一部入れ替え、移行	3	2

B 上記A④の活用内容の内訳（件数）

	公立	私立
①指導内容の入れ替え	2	0
②前期課程から後期課程へ指導内容の一部を移行	0	0
③後期課程から前期課程へ指導内容の一部を移行	16	13

C A④の例

①指導内容の入れ替え：前期課程⇔後期課程

社会（現代の国際社会）⇔現代社会（現代の社会生活と青年、現代の経済社会と経済活動の在り方等）

数学（2次関数）⇔数学Ⅰ（場合の数、2次方程式）

②指導内容の一部を移行：後期課程⇒前期課程

国語総合（古典文法と歴史的仮名遣いと用語の活用）⇒国語

数学Ⅰ（方程式と不等式、2次関数）⇒数学

化学Ⅰ（物質の構成、物質の構成粒子、粒子の相対質量と物質質量）⇒理科

物理Ⅰ（運動とエネルギーの一部）⇒理科

エ 特例の活用による成果と課題（自由記述の一部）

①成果

- ・基礎学力の向上に成果
- ・後期課程への移行が円滑に行えた、学習内容の重複を回避できた。
- ・効率的な教科指導が行えた。

②課題

- ・指導内容の入れ替えの研究が十分でない。
- ・前期課程へ移行する量と時期の検討、移行した内容の取り入れ方
- ・授業のスピードが上がり学力差が生じる一因となった側面

オ 結果についての考察

活用している学校と活用していない学校が見られる状況となっている。活用しているとする回答の内訳を見ると、特例のいずれの種類についても活用されていることが分かる。指導内容の入れ替え、移行の特例については、後期課程から前期課程への移行の特例の活用が多いことが分かる。

活用の効果についての回答については、学力面での指摘、後期課程への円滑な移行、学習効率等の視点からの回答が見られた。課題については、入れ替えの研究の必要性、授業の速度等の指摘が見られた。

(2) 併設型中学校の調査結果と考察

ア 有効回答数 公立37 (42) 私立46 (50) * () 内回答数

イ 教育課程の基準の特例の活用状況 (平成17年度)

	公立	私立
○活用した	27	21
○活用していない	4	29

ウ 特例の活用状況の内訳

<種類別の件数>

	公立	私立
①選択教科による必修教科の代替	12	3
②各選択教科の授業時数の拡大	21	14

エ 特例の活用による成果と課題 (自由記述の一部)

①成果

- ・英語、数学、国語の学力の向上
- ・進路意識の醸成
- ・発展的な内容の活用が有効に行われている
- ・成績上位生徒の学力伸長、成績が不十分な生徒の補充に効果
- ・学校独自の選択教科開設により、特色ある教育課程の編成

②課題

- ・教員数の確保、時間割の編成、持ち時間数の増加
- ・中高間の重複内容と積み上げ内容の整理
- ・内進生と外進生との学力の差
- ・6年間のシラバスの作成
- ・生徒の負担の把握

オ 結果についての考察

公立学校では、特例を活用した学校が多いが、私立学校では活用していない学校数が多い。活用の内訳を見ると選択教科による必修教科の代替と選択教科の授業時数の拡大がともに見られた。成果として、学力の伸長や特色ある教育課程の編成が、課題として学力の差や運営上の課題、シラバス作成などがあげられている。

(3) 併設型高等学校の調査結果と考察

ア 有効回答数 公立37 (43) 私立48 (49) * () 内回答数

イ 入学者全体に占める併設型中学校からの入学者の割合 (平成18年度)

公立38.5%

私立26.7%

ウ 第1学年において併設型中学校からの入学者を別クラスにしている学校

公立10 (17)

私立16 (22)

エ 教育課程の基準の特例の活用状況 (平成17年度)

	公立	私立
○活用した	8	8
○活用していない	25	36

オ 特例の活用状況の内訳

A 種類別の件数

	公立	私立
①学校設定教科・科目について卒業単位数に含める単位数の上限拡大	1	0
②前期課程と後期課程の指導内容の一部入れ替え、移行	7	8

B 高等学校から中学校へ指導内容の一部を移行している例（科目名（指導内容））

国語総合（古典文法、古文の言葉遣い）、古典（古典文法、漢文の応用）
 現代社会（現代社会の諸問題の一部、政治・経済分野）
 数学Ⅰ（方程式と不等式、式の計算、連立3元1次方程式、2次方程式の解の公式）
 数学A（平面図形）
 総合理科（いろいろなエネルギー）、化学Ⅰ（物質の構成、構成粒子）
 生物Ⅰ（生物Ⅰの前半部分）
 英語Ⅰ（基本文型、進行形、不定詞、動名詞、分詞構文）

カ 特例の活用による成果と課題（自由記述の一部）

①成果

- ・教科の内容の理解を深化させることができる。
- ・高校でも反復学習を行うことで理解度が深まる。
- ・中学校の発展的な学習との連結がスムーズになった。
- ・成績上位層の学力伸長に成果がみられた。
- ・指導内容の重複を避け、効率的な学習が可能になった。

②課題

- ・中学校段階での学力差が大きいため、一律に指導内容を移行することは困難
- ・中学校での学習時間の確保が必要
- ・中高がねらいや内容を理解することが前提、時間の捻出が難しい。
- ・内進生と外進生との間の進度差
- ・成績下位者に対するフォローが必要

キ 結果についての考察

特例を活用している学校は多くない状況である。活用している学校における活用内容は、指導内容の一部の入れ替えと移行がほとんどである。成果は、理解度の高まり、学習面での連続性、学力面等の指摘が見られる。課題としては、学力差、内進生と外進生との間の進度差等があげられている。

(4) 連携型中学校の調査結果と考察

- ア 有効回答数 172 (174) * () 内回答数
- イ 連携型高等学校への進学者の割合（平成17年度）
40.3%

ウ 教育課程の基準の特例の活用状況（平成17年度）

○活用した 4

○活用していない 155

エ 特例の活用状況の内訳

<種類別>

①選択教科による必修教科の代替 1

②各選択教科の授業時数の拡大 3

オ 特例の活用による成果と課題（自由記述の一部）

①成果

- ・習熟度別学級編制、学力の定着
- ・多様な選択教科の設置、生徒の能力や個性に応じた学習が可能となった。

②課題

- ・準備と時間、労力
- ・関係教科の負担大、時間割の調整
- ・多様な選択教科設置のため、日課編成上柔軟性に欠ける。

カ 調査結果についての考察

特例を活用していない学校がほとんどという状況である。その理由として、必修教科の内容を代替してまで選択教科を設ける余裕がないことや、選択教科の授業時数を拡大することについても余裕が乏しいことがあげられよう。

(5) 連携型高等学校の調査結果と考察

ア 有効回答数 75 (75) * () 内回答数

イ 連携中学校数 174校

ウ 入学者全体に占める連携型中学校からの入学者の割合（平成18年度）

52.0%

エ 教育課程の基準の特例の活用状況（平成17年度）

○活用した 2校

○活用していない 68校

オ 特例の活用による成果と課題（自由記述の一部）

①成果

- ・興味・関心を持った学校設定科目を多く選抜できるようになった。
- ・高校生の発表を中学生が聞くことにより、高校生の問題意識の高さを理解することができる。

②課題

- ・生徒の興味・関心に十分答えられる学校設定科目の開設が困難
- ・連携中学以外の中学校からの入学生は特例を生かすことができない。

カ 調査結果についての考察

連携型中学校と同様、特例はほとんど活用されていない。

5. 教育課程の基準の特例に活用について

(1) 調査結果について

以上の実施形態ごとの調査結果を全体的に整理すると、次のようにまとめることができる。

ア 中学校における選択教科に関する特例は、併設型中学校において活用例が見られるが、他の実施形態においてはあまり活用されていない。高等学校学校設定科目、学校設定教科に関する特例は、併設型高等学校においてもあまり活用されていない状況である。また、連携型においてはいずれの特例もほとんど活用されていない。

イ 中学校・高等学校間の指導内容の一部の移行や入れ替えの特例は、中等教育学校において後期課程から前期課程への移行の例が見られるが、併設型においても活用例は多くない状況である。

アの結果となった理由については、本調査からは必ずしも明確でないが、平成14年度に実施された「中高一貫教育に係る教育課程の特例の活用状況等に関する調査研究」(文部科学省委嘱研究 中高一貫教育研究会 代表 工藤文三)の結果を参考にすると、次の点を指摘することができよう。

- ・中学校において必修教科の時数を減じることの困難性。
- ・連携型の場合、すべての中学生が連携高等学校に進学するとは限らないため、特別な教育課程を編成することには無理がある。
- ・中学校の選択教科として「その他特に必要な教科」を設置することが可能であり、あえて特例を活用して特色ある選択教科を設ける必要はない。
- ・教員数や学校施設等の関連から多くの選択教科を開設することが困難な場合があること。

平成10年改訂の学習指導要領は、学校週五日制の全面実施の下、選択教科の時数等の拡大や総合的な学習の時間が創設されたことなどのため、必修教科の時数確保が実践的な課題になった。確かな学力向上の要請もあり、まずは必修教科の時数を確保し、基礎的・基本的な事項の習得が目指されたものと推測される。そのため、中高一貫教育校だからという理由からのみ、必修教科の時数を減じてまで、独自の選択教科を開設するにまでは至らない学校が多かったと思われる。

また、中学校で選択教科を開設し、これを高等学校の学校設定教科・科目に接続すると仮定しても、特に連携型の場合は別個の学校であるため、双方の教科・科目の連携を綿密にとることは、必ずしも容易でないことがあげられる。さらに、連携型の場合、複数の中学校と高等学校が連携する場合が多く、複数の中学校と高等学校の間で選択教科に係る特例の活用について共通理解を得ることが容易でないという条件も影響していると考えられる。

さらに、高等学校普通科において学校設定教科・科目の単位を30単位まで卒業単位数に含めることができるの特例については、多くの学校設定教科・科目を開設し運営できるための条件が十分でないという事情があると思われる。

次にイの結果についてである。この特例は、上述したように平成16年度から新たに中等教育学校と併設型中高一貫教育校に設けられたものである。この特例の特色は、各教科ごとに指導内容の一部の移行や入れ替えを可能としていることである。この特例の実施を可能にするためには、中学校と高等学校の教科の担当者が相互に検討し、どの指導内容を移行や入れ替えの対象とするかをよく整理しておく必要がある。中等教育学校で、教科の組織が一体的に運営されている場合や、前期課程と後期課程の教科を同じ教員が担当する場合は、この特例の活用は行いやすい。

一方、併設型の中高一貫教育校の中で、高等学校から追加入学者が在籍している学校の場合、接

続及び一貫性の観点から移行や入れ替えは行いにくい面があると思われる。この事情は、併設型の高等学校において、内部進学生と外部進学生との間で教育課程に区別を設けているかどうかという事情にも関わる。

(2) 特例の活用に関する課題

最後に特例の活用に関する課題を整理してみたい。まず、中学校選択教科及び学校設定教科・科目に関する特例についてである。中学校選択教科の特例は、必修教科の時数を減じて、当該必修教科の内容を代替する内容を含む選択教科を設けることができるとするものである。このことを可能にするためには、新たに設ける選択教科の一貫教育としての意義を明確にすることが必要である。このことは、当該選択教科の一貫教育としての必要性及び6年間の教育課程における意義を整理することである。次に、設置する選択教科の内容と、一部を減じる必修教科の内容との代替関係を精査しておくことが求められる。このことが整理されていないと、必修教科の内容を削減してまで選択教科を設けることの意義が明確にならない。さらに、新たに設ける選択教科とその他の一般の選択教科との関連や設置する選択教科の指導体制についても検討が必要である。

次に、高等学校の学校設定教科・科目に関する特例についてである。この特例は卒業に必要な単位数にかかわる上限を緩和する特例であり、一貫教育を行うために、普通科で認められている20単位を超えて学校設定教科・科目を設ける必要がどの程度あるのかが課題となる。また、特例として中学校に設置される選択教科と関連した内容を学校設定教科・科目として開設するとしても、連携及び併設する中学校以外からの入学生が在籍していることから、一貫性の視点が中途半端なものになる可能性がある。

続いて、指導内容の一部の入れ替えや移行に関する特例についてである。この特例を用いるためには、中学校と高等学校の間で教育課程の相互関連について十分に検討しておくことが求められる。このことが可能になるためには、中高間において教育課程の運営について密接な連絡をとれる体制の構築が欠かせない。

一方、学習指導要領に定める中学校と高等学校の指導内容は、相互に関連づけながら一貫したものとなるよう構成されており、この趣旨を超えて指導内容の入れ替えや移行を行うにはそれなりの理由と根拠が必要である。また、指導内容の一部の移行の場合は、授業時数の設定に配慮することも必要である。いずれにしてもこの特例の活用については、中学校と高等学校とが一体となって教育課程の編成運営を行える体制を作ることが必要である。

以上検討してきたことから、特例の活用に関する課題は次のようにまとめることができる。

①各学校においては、まず通常の教育課程の円滑な実施が課題とされ、その上で特例が検討される状況にあること、②併設型、連携型の場合、高等学校からの追加入学や、中学生のすべてが高等学校に進学するとが限らないという事情があるため、特例が活用しにくい事情があると推測されること、③特例の活用にあたっては、中学校と高等学校の間で連携した指導体制の構築が欠かせないこと。